明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品の一部を改正する件（厚生労働一九）　一

告示

○厚生労働省告示第十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十六条の六の二第三項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百四十九条の六の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品（平成二十六年厚生労働省告示第五百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一項の表に次のように加える。

二十六	Ａｎｇｅｌ　Ｒｏｓｅ（販売名がエンジェルローズであるものを含む。）	液体
二十七	Ａｒｔｉｓｔｉｃ（販売名がＡＰＥであるものを含む。）	植物片
二十八	Ａｓｈ　Ｇｏｒｉｌｌａ（販売名がゴリラであるものを含む。）	粉末
二十九	ＣＩＲＣＬＥ　ＳＨＩＮＥ　ＣＲＯＷＮ（販売名がシャインクラウンであるものを含む。）	植物片
三十	Ｄａｎｃｅ　ｉｎｓｅｎｃｅ　ＥＣＳＴＡＳＹ（販売名がダンスエクスタシーであるものを含む。）	植物片
三十一	Ｌｉｏｎ　Ｈｅａｒｔ　ＢＬＵＥ	植物片
三十二	Ｌｉｏｎ　Ｈｅａｒｔ　ＲＥＤ	粉末
三十三	ＭＯＮＳＴＥＲ（販売名がモンスターグレーであるものを含む。）	粉末
三十四	ＭＯＮＳＴＥＲ（販売名がモンスターブルーであるものを含む。）	植物片
三十五	ｎｉｃｅ　ｇｕｙ	植物片
三十六	ＮＯ！ＭＩＴ　ｓｙｎｄｒｏｍｅ（販売名がシンドロームであるものを含む。）	植物片
三十七	ＳＥＸＵＡＬＩＴＹ	液体
三十八	Ｘ－ａＲＯＭａ	液体

第二項を次のように改正する。

（物品の包装）

2　前項の表に掲げる物品の包装は、それぞれ、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページにより公表する。）